

平成28年度第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年1月11日(水)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年1月11日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治
8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉	10番 瀨口 剛
11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	

5. 欠席委員は次のとおりである。

6番 濱村 隆喜	16番 松野 智子
----------	-----------

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局
濱北会長

それでは皆様、御起立願います。礼。着席。

今日の欠席者は、6番の濱村委員と16番の松野委員でございます。

改めまして、一言御挨拶申し上げます。明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、輝かしい新年を御家族おそろいでお迎えになられたこととお喜びを申し上げたいと思います。今年もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成28年度第9回長洲町農業委員会定例会でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の提出議案は、報告第14号「農地法第3条の3、第1項の規定による農地の移動の届出について」、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第34号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

まず、本日の議事録署名人は、7番城戸委員、8番池上委員です。よろしくお願いをいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を一括してしてください。

事務局

それでは、報告第14号について御説明をいたします。農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出がありましたので、次のとおり御報告をいたします。

受付番号の9番、届出人の住所、氏名でございますが、宮ノ町区の方でございます。届出物件ので所在でございますけれども、長洲の字内牟田、地番が427、台帳、現況ともに田、地積のほうが542㎡でございます。権利取得日でございますけれども、平成28年9月29日、取得した事由といたしましては、相続ということになっております。備考のほうに書いてありますとおり、あっせん希望はありません。

続きまして、受付番号の10番でございます。こちらのほうも届出人のほうが新山区在住の方でございます。所在につきましては、長洲字新山、地番が852番の1と855番の13でございます。台帳、現況ですが、上のほうは田、下のほうは畑となっております。地積といたしましても、上のほうは10㎡、下のほうが403㎡となっております。権利取得日でございます。平成28年10月19日、こちらのほうも事由といたしましては相続ということで、あっせん希望はございません。

受付番号の11番、こちらのほうは京都市在住の方でございます。所在のほう長洲字山ノ下572番の7、地目でございますが、台帳、現況ともに畑、地積が291㎡、権利取得日でございますけれども、平成28年10月19日、所有権移転の事由でございますが、相続ということで、こちらのほうもあっせん希望はございません。

以上で説明を終わります。

濱北会長	ただいま事務局のほうから9番、10番、11番について説明が終わりました。この件について何か質疑、質問等はありませんか。
	はい、どうぞ、1番。
池本委員	申請人、この人は住所はどこになっているんですか。あっせん希望なし、区域外と書いてあるでしょう。
事務局	済みません、区域外ですね、農用地の青地とか白地とか、その意味です。済みません、今回の区域外というのは……
池本委員	それはいいんですけど、それで、被相続人の住所、新しい相続者の住所。
事務局	相続者の住所は、済みません、一番左側の届出人の宮ノ町、新山と京都です。
池本委員	これは地主さんのほうじゃなかったですか。
事務局	いや、こっちが今の地主になります。なので、相続を受けた方が……
池本委員	受けの方の住所、届け出の住所じゃなかわけ。届け人の住所じゃないわけですね。
事務局	届け出人の住所が一番左側のところですよ。
池本委員	じゃあ、もとの地主さんというのは、権利者というのは、この住所じゃなかわけですね。
事務局	そうです。
事務局	一応亡くなられた方で、前地主で、もう相続ですので被相続人で。
池本委員	住所というのはこっちの取得した人の住所ですね。わかりました。
	それと、もう一点。10番ですけれども、縦10㎡。10㎡という土地はどういった形で管理されているのかなど。
事務局	もうほぼ、済みません、管理というか、残地です。
池本委員	周囲は。
事務局	周囲は県道沿いで、あそこの自動車さんところの目の前です。変な形に割れているだけで、地目は田になっているだけで。
池本委員	地目は田になっているけれども。じゃあ、こういったものを耕作放棄地に上げてあるわけですか。どがんってるんですか。
事務局	多分、一帯でつながってる。
	ちょっと赤で囲ってるんですけど、その下の広いのがこれなんですよね。で、上にちょっとだけ、実際、線で切れてるんですよ。だから、多分見られてるときにはほぼ一帯に近い形で見てしまうんですよ。ということですよ。
池本委員	10㎡でただ大変な面積だと。
事務局	はい、わかりました。もう上下、ほぼ一筆に近い形の、一緒です。
池本委員	だけど、855と852がつながるとつなつかいでしょう。
事務局	852と855がつながっています。
池本委員	はい、ありがとうございました。
濱北会長	ほかにありませんか。
	ありません の声有
濱北会長	なければ、原案どおり承認し、決定してよろしゅうございますか。
	異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

事務局

次に進みます。2ページです。議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

議案第32号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号の8番。譲渡人が荒尾市内の方、受人のほうも荒尾市内の方でございます。所在地でございますけれども、永塩の字中鴻ノ浦730番の1。台帳、現況ともに畑。地積でございますが、1,384㎡。申請理由といたしましては経営移譲ということになっております。

こちらのほうの要件でございます。全部効率利用要件でございますが、現在、申請者のほうは経営面積10,493㎡を経営されております。家族3人で農業に従事されており、当該農地は、現在、一部、野菜の作付けをされているということでございます。今回申請をされた部分については経営移譲によるもので、今後、全ての農地を耕作するというところでございました。

農作業の常時従事要件でございますが、現在、譲受人のほうは10年以上の農作業の経験がございます。また、取得後も従事するというところでありますので、問題はないかというふうに判断をしています。

農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、スピードスプレーヤー1台、ホールディング、穴掘り機ですね、こちらのほう1台を所有されて経営をされているということでございますので、農作業には支障はないというふうに思われます。

通作の距離でございますけれども、自宅から車で30分程度というところでございますので、問題はないかと思われます。

下限の面積要件でございますけれども、取得後の面積は荒尾市の所有の農地の面積と合わせまして10,493㎡となりますので、面積状況には適応をしているというふうに判断しております。

地域との調和要件、地域との役割分担の状況でございますが、地域で定期的に行われる水路清掃や除草作業に参加をし、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。周囲の営農条件、地域との関係でございますが、申請地には、現在、一部野菜を栽培されております。周辺農地への影響や農業上の利用に伴う影響を及ぼすことはないというふうに考えております。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで、担当委員で4番の宮野委員に補足説明をお願いします。

宮野委員

4番の宮野です。

所在地が、4ページを見てもらったらわかると思います。葛輪から菰屋のほうへ抜ける道があって、それを左に行くと菰屋のほうに行くばってんですね、それを真っすぐ行けば荒尾、突き当たり荒尾霊園です。そこでこの点線がです

ね、右側のほうが永塩地区で、左がもう荒尾市ですね。狭いところになって、あとはもう事務局の説明どおりです。

よろしくをお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、受付番号8番について補足説明が終わりました。ここで何か質問等はございませんか。

池本委員 一ついいですか。荒尾市と長洲町の境界はこの点線ですかね。

事務局 はい、この点線です。そうです。

池本委員 こっちに左の下のほうも、これはな。

事務局 そうです。この家3軒があるところは長洲です。横の建設会社さん等は荒尾市です。このまま、先ほど宮野委員がおっしゃった荒尾霊園に向かっていけば、右側が長洲です。

池本委員 まだ先がある。

事務局 まだ先に何軒かあります。

池本委員 まだ先にある。

事務局 あります。霊園の手前に何軒かあります。

池本委員 真っすぐ行かれったい、じゃあ。

事務局 行かれます。車1台。

宮野委員 軽トラックは行かれる。

池本委員 荒尾霊園はわからんもんな、あそこはな、下のほうにあるけん。荒尾霊園はもう。

事務局 左に行けば皆さんよく御存じの、菰屋の変電所に抜けるあそこです。

池本委員 左に行くところがな。

事務局 そうです。そういうことです。

池本委員 長洲町との境界。はい、ありがとうございました。

馬場委員 譲受人の申請人は、年齢は何歳くらいですか。大丈夫ですかね。

事務局 済みません。結局、親から子どもへの経営移譲ということで、済みません。

馬場委員 わかりました。

事務局 年齢も調べとうっちゃろう。

事務局 お父さんが15年生まれです。で、息子さんが、受ける方が46年生まれです。

増岡委員 90とあれですね。

池本委員 76と45。

馬場委員 15年は昭和15年。

事務局 昭和15年です。済みません、昭和です。と、昭和46年です。

事務局 こちらだけ、先ほど局長が説明されましたとおり、長洲町だけではこの1筆しか持ってません。なので、普通どおりするなら五反要件満たさないの、だめなんですけど、同時に荒尾市も同じことをされています。何筆かは荒尾市の分、既にされてたんですけども、残りもあって、今回、長洲と荒尾が同時で、一応全て世代交代されるということで、五反要件を超えるというところで報告させていただきます。一応荒尾のほうにも確認はとります。

事務局 荒尾からも一応、こちらでわからなかったの、申請書の中には荒尾の農業

濱北会長	委員会からの農家台帳の写しをいただいております。 ほかにございませんか。
	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の挙手を求めます。
	賛成者挙手
濱北会長	全員賛成。ありがとうございます。全員賛成で、受付番号 8 番については原案どおり決定をいたします。
	次に進みます。6 ページです。
	議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。28番、29番は関連しておりますので、一括して説明をお願いします。
事務局	では、議案第33号でございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。受付番号の28番でございます。
	譲受人のほうが梅田区の方。譲渡人が3名いらっしゃいますけども、二人が梅田区の方、もう一人が、九州管内と書いてはございますが、大牟田市の方でございます。こちらの所在のほうが梅田山居屋敷の553番の1、台帳、現況ともに畑、地積のほうが1,083㎡、こちらの申請理由といたしましては、個人住宅への進入路となっております。施設面積が217.76㎡となっております。
	次の受付番号の29番でございます。こちらの譲受人は梅田区の方、同じですね。譲渡人も、こちら梅田区の方でございます。番地のほうが先ほどの所在地と隣接しておりますけれども、梅田字山居屋敷の551番、こちらのほうも台帳、現況ともに畑となっております。地積のほうが652㎡、こちらのほうの申請理由といたしましては、個人住宅の建設及び住宅への進入路ということとなっております。施設面積でございますが、131.30㎡と162.83㎡となっております。
	こちらのほうの農地区分でございます。都市計画法に定められている用途地域でございます。第3種農地として判断をしております。
	資力及び信用力でございますが、金融機関の残高証書と住宅ローンの仮審査終了通知が事業費を超過しているということで、適当というふうに判断しております。
	あと、申請に係る用途に遅滞なく供することが確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成29年2月1日より着工するよう計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。
	あと、計画面積の妥当性でございますが、受付番号の28番については、住宅建設地までの進入路として217.76㎡を建設予定とされており、申請地の大幅な傾斜地、大分傾斜のほうがついております。使用できる部分を進入路として計画をされておりますので、妥当な面積というふうに判断しております。
	あと、受付番号の29番については、個人住宅が131.3㎡。進入路のほう162.83㎡の建設ということを予定されており、個人住宅の面積としては妥当な面

積というふうに判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、造成工事等に伴う土砂の流失、堆積、崩壊等には注意をし、工事を行われるということでした。日照や通風による被害はないというふうに思われます。万が一、被害が生じた場合は、責任を持って対応するというところでございました。

あと、その他特記事項でございますけれども、雨水については町道の側溝へ排水を行うということと生活排水や雨水については公共下水道を利用するというところでございました。

以上で説明のほうを終わります。

ありがとうございました。

ここで、地区担当の11番、土山委員に補足説明をお願いします。

11番の土山です。

大体説明があったんですけど、まず、場所を説明します。

まず、9ページを開いてもらっていいですか。場所は、そのもと釣り堀のあったところ、セブンイレブン、それをずっと荒尾のほうに大谷線を石原橋を過ぎてからずっと上がっていきますと、一つ目の信号があります。その左側すぐ私の家でございます。大体、申請人も私と同じ班で、今の家は家からほんの四、五十メートルで、今度計画してあるところは家から西のほうに七、八メートル行ったところですね。

ただし、今度は道路のほうをずっと、私の家のところを過ぎて、その下から登り口をつくるちゅうことで、先ほど説明ありましたように、かなりの傾斜地になっております。二、三段。まず道路から一段、土地に上がって、それからまた土地を上げて、そこに建てるちゅうことで、思った以上に道路としての面積が余計いっとるなって、誰でもピンと、一反もいっとうばいちゅうごたあ感じになると思います。

そういう状況がありまして、それくらい要するわけです。傾斜地やけんですね。その東隣は兄弟さんで、西隣この宅地がですね、大体高台にある上に、家を建てられるときに、2メートルほどたしか土を盛ってから建てたんですよ。そして、おまけに高いコンクリートの塀は建ててですね、こっちははっきり言って、ちょっと日照が悪いちゅう状態で。それで新たに、こっち西のほうに二世帯住宅を建てるということで計画されております。

大体以上です。審議のほど、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

ただいま28番、29番の説明が終わりました。補足説明も含めて終わりました。何か質問等ございませんか。

一つ。553の2、ここには道路は全くかからんわけですかね。

553の2は道路です。たしか道路です。

ここは道路です。

ここは道路。

濱北会長

土山委員

濱北会長

池本委員

事務局

事務局

池本委員

事務局	はい。
濱北会長	なら、この555の2も道路ですか。
事務局	道路です。
池本委員	ここも道路。555の2も道路。拡張してあるとね。
事務局	拡張してある。そうです。
池本委員	じゃあ、2557の7もやろうか。
事務局	はい、そうです。
池本委員	ここも道路。
事務局	道路です。上に行くと、532の2も道路。541の2も道路ですね。拡張してあるですね。
池本委員	道路と書いとかんとわからん。
事務局	わからんですね。
土山委員	広うしとるけんですね、あそこは。
事務局	あそこは確かに。
濱北会長	ちょうどそして、あそこは上りになつとるもんな。
土山委員	家を建てつとに、見晴らしがよかですよ、あそこは。
濱北会長	ほかに何か質問ございませんか。
	ほかになければ、ここで賛成の挙手をお願いします。
	賛成者挙手
濱北会長	全員賛成。ありがとうございます。原案どおり決定をいたします。
	次に、進みます。10ページです。
	議案第34号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。
事務局	事務局より説明を求めます。
	議案第34号について御説明をいたします。
	農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。
	11ページをごらんください。
	今回申請をされたのは左半分のほうです。賃借権の設定でございます。5年と10年となっております。今回のやつが、田が2万2,596、10年のほうが6万2,863ということで、合計で8万5,459㎡の分の申請をされております。
	12ページをごらんください。
	今回申請されたのが4名の方でございます。全員の方が新規の設定となっております。
	次の13ページから14ページにかけて、17件の分が提出されておりますが、こちらのほうに詳細を書いております。全部が新規で、8万5,459ということになっております。ほとんどの方が.....。
事務局	9月か10月くらいに一気に合意解約された分の。赤碓の。そうです。その後の分で、少しずつ出てきているという部分でございます。
	以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ただいま議案第34号の説明が終わりました。ここで何か質問等はございますか。

増岡委員

済みません、わからないのでちょっとお伺いいたします。六栄校区のほうは、高齢化になって、耕作放棄地も多いところですけど、そして、年齢こういふふうに、いろんなところでできない人が頼んだと思うんですね。そのところ、ずっとばーと見ていったら、1筆60キ口とか10アール60キ口とかあるけど、ずっと安いところもあるんですね。それはもうそれぐらいの話し合いで決まっているんですか。

事務局

そうです。

増岡委員

ただ、水の出るとか、つくりやすいとことか、そうなんですね。すごく相場としては、今、安くなってるんでしょう。だから、受け手が少なくなってきたから、だから土地をそのまま置いとるのもあれだから、貸してつくってはいよって言ってですね、そういうふうなことだったら、安くてもそういうことで。ほんとうは難しいところですよ。そういうところは、今、大っぴらに言えないでしょうけど、だんだんと、土地を持って、小さい土地を持っている人が、大きいところからやったら狭いところは手間ばかりかかって効率悪いのはわかっているんですけど、そういうふうにしていくと、なかなかお金を出してでも頼まないけんみたいな感じがだんだん出てきますでしょうね。今は向かっているような形にしていますけど、そういうふうだんだん変わってきているので。

これから先、土地を持っている方が高齢化になると思うんです、だんだんとね。そういうところの対処。やっぱりそれでも守っていくのも大変というので手放す人も多くなってくるんじゃないかなと思いますけど、ちょっと質問なんですよ。今ちょっと将来の長洲町の土地を持っている方、ずっと農家を続けられたらいいんですけど、私たちも年とっていきますし、世代交代ができる、継続される方、相続される方はいいでしょうけど、なかなか難しくなるなあって、そういうところの何かの対策というのを考えていかんといけんかなと思います。

事務局

済みません、そういうのが今度の農業委員会の、実は事務になってきているんですよ。だから、皆さんでこれをどういうふう集積するとか、担い手にどうやって集積をしていくとかですね、そういうのを考えていかなきゃいけないのは、もう必須業務で、今度、農業委員会の農地法の改正の中でそれをうたっているんですよ。それを皆さんで今度からずっと考えていかなきゃいけなくなっているというのが実は業務になっています。済みません。

増岡委員

だから、私もちょっとね、でもほんとうに残らないまま見てるんですけど、やっぱり考えていかなきゃいけないなと思ったもので。

事務局

一番最初から、例えば認定農家とか大農家じゃなくても、例えば地元の方、皆さん地元の農業委員であるので、例えばいつも一番最初に3条の3、相続の報告をさせていただきますよね。で、今回は熊本県内の主に長洲でしたけど、これまででもやっぱり九州外、相続した方自体が全部九州外、さらに財産分けで相続人は九州外だけど、例えば兄弟が長洲にせめておればまだましとかです

ね、完全にいない方とかもこっちに相談あるんですよ。どうしようもないと。かといって土地は勝手に売り買いできんけんですね。

じゃあ、その場合にということで、まず作物つくる、つくらの前、できるかわかんけども、例えば隣の方でもトラクターで年に一、二回起こしてもらうぐらい、もう別に、今度は逆のパターンもあり得るかもしれんですよ。燃料代ぐらいのつमोरの、ちょっとただでも、好いたごとしてくれとか、ただあなたさんならよかとか、自分ところがトラクターで起こすときにですね、よかならちょっと自分ちのところももう一遍回ってくれんのかとかですね。

そういうところで、農業委員さんたちとせめてそこから、逆にもっと、圃場整備みたいなきれいなところはですね、大きな農家とかになるのが一番理想かなと。先ほどの賃料については、もうそこそれぞれです。お米がとれるとこ、とれないところもあるだろうし。

増岡委員
池本委員

それはあるでしょうね。わかりました。

今の件ですけれども、今、事務局長がですね、そういったことが今後の農業委員に果たさなければならぬ仕事ですよということを言われましたよね。じゃなくてですね、農業委員は今までもそういうことをしとかないかんわけですよ。

事務局

今までは必須業務ではなくて、任意だったんですよ。してもいいですよ、しなくてもいいですよというのが今までのあれだったです。法改正で、今度10月に新しく農業委員会の議員さんを選びますけど、そこからは必須業務になって入ってきます。それがですね。それに対してのいろんな講習とかも加えなきゃいけないですね。

池本委員

だから、任意だったからやらなくてもいいじゃなくて、やっぱり立派な農業委員の職務としてそういうことが一番大切ですから、そういうことをやりなさいということ、事務局がしてくださいということ、を仕掛けないかんわけなんですよ。

私はそういうことで、耕作放棄地の問題についても、ただ調査のみやるんじゃないくて、調査をしたなら、それを利用して、減らす工夫をなささいということ、事務局に何回も投げかけとるわけなんですよ。それを全くやってないと。

事務局

今回はここからは事務局も委員も一緒になっていろんなことをしていかなないと、多分、事務局だけで回そうとしてもなかなか難しいと思いますので、そこはまた協力を……

池本委員

いや、事務局だけやれって言いよつとやなくて、だから、そういったことをやりましようということ、で何か仕掛けないかんでしょう。だから、私が何か仕事をしますよちゅうことはずっと言いよつたわけなんですよ。にもかかわらず、なんやってこんわけなんですよ。

事務局

今度から、いろいろ池本委員からもいろんな話を聞いて、いろんなずっと話をしながらですね、どういう方向で、何でもできるもんじゃないので、いろんなことを考えながら話を、耕作放棄地の……

池本委員

だから、そういった我々委員から出た意見、提案を活用してそういった物事を進めるというようなことをせんと、ただ、今のように3条、4条、5条の審議、それにこういった報告事項でちょっとあるぐらいだけでやりようから、一つにはならんわけですね。

だから、今までやったことをただ国や県、農業会議所あたりに報告するだけじゃなくて、そういった面をしっかりとと、今でもやらんといかんと思うわけですよ。今日からでも。こういった議案の中にも、その他の件あたりについて掲示しているけれども、一番大事なのはその他の件なんですよ。その他の件に出た意見を取り入れて、だからそれに挑戦していくという改革を進めんとですね、いっちょんならんですよ。

事務局

その辺はまたいろんな意見を聞いたところでですね……

池本委員

そういったことをするためには、事務局も今の事務局の人間ではそういったことはできませんよちゅうか、それは10月1日からでけんけんですね、逆に今のうちからそういったことを、いわゆる町のほうにも投げかけて、事務局の増員をすとかなんとか、そういうことをしっかり考えんといっちょんならんですよ。よその事務局の人間の多かってたまがって、長洲の少なくてたまがった。

増岡委員

大変ですよ。

池本委員

そんな言うたって、我々が言うたってちゃ、それに対して、だからできませんよちゅう返事ぐらいもらいたかわけですよ。池本委員、この前出したことについては、こういうことで我々できないので、ちょっと時間を下さいとか、それも何もなかでしようか。そげんせん何にならんで。

事務局

わかりました。一応いろいろ、ちょっと先ほど言われた……

池本委員

次、10月に変わるときじゃなくて、既に今からやらないと、そのときからですよ、マラソンを走ったらですね、スタートラインについてからすぐ走られんわけですよ。前にいわゆる準備体操して、身体を温め、温めてから走り出すとやけん。

事務局

今言われた分で、事務局とかの人数が少ないという話も、ずっといろいろ町長部局とかにはしています。いろいろこういう必須業務が入ってきましたと、農業委員会の守備範囲も広がっていますという話はしています。

今後、今度、推進委員というのができますので、農地をそういう放棄地をいろいろマッチングとか、今、話された話も推進委員と農業委員とタッグを組んで行っていきなさいよというのが今度の農地法の改革の話です。そういうのをやらなきゃいけない仕事がいっぱいふえていますという話は事務局のほうにもしていますし、今後どういう、どの方向でいくのかという話も話をしなきゃいけないと思います。

耕作放棄地を重点的に解消していくのかと、それとも、そういうマッチングを、集積をやるのか、どれをやっていくのかを決めていかなきゃいけない。先ほど言われたとおり、いきなり10月からそれをやれと言われてもなかなか難しいと思いますので、その下準備はやはりしなきゃいけないのかなと思います。

池本委員

何が長洲町の一番ネックになっているか。やっぱり問題点あたりを提示して、その問題を解消する対策を練る。行動を起こす。そういうことはせんと、ただやっとして、だから3条、4条、5条の申請だけいっちょん進まんわけです。発展がない。じゃなくて、もっとやっぱり考えてやらんと、そのために我々が言ったことについては、やっぱり池本、だからそういったことはできないんだよ、やれないんだよということをしっかり返事もしてもらわんと困るわけです。

事務局

わかりました。

池本委員

また後の話になりますけど、もう後のその他の件まで私言いますけれども、議事録署名してくださいときました。事務局長、会議というのは何時から何時までですか。

事務局

10時から開会ですかね。

池本委員

10時から開会してから、終わりはどこまでですか、会議は。議長が終わりと言うのが。

事務局

終わりますというところまでですね。

池本委員

でしょう。ということであれば、前回私が言った議事録の問題、今回もらった議事録には一切書いてないわけなんですよ。そういったことで議事録にならなんでしょう、私はそれは。何のために箇条書きに議事録作成についての何とかいうようなことでも入っとるならですね、まだ、いっちょん言っとらん。結局、11時20分に閉会はいっとる。その中で私は閉会前に言っとるわけですよ。それは明らかに農業委員会の中で言っとるわけ。そういった意見がこの議事録にはいっちょん書いてなか、全然。全く。

その他の件もですね、2017年農業委員会手帳、のうねんの配付について、マイナンバーの提供について、28年度熊本県農業委員会活力推進大会については書いてある。私があれば言ったことはいっちょん言っとらん。それじゃあ議事録ならなんでしょうもん。

だから私はそういった大事なことをですね、一切全部書いてみたけど、委員長の挨拶なんか全部書いてある。その現実は一切ない。おかしいやなかですか。都合のいいことは書く、都合の悪いことは書かない。だから農業委員会はだめなんですよ。

今まで私はですね、もう実態調査した後は何回も、今どこまで進んでいるか、どうなっているかをずっと言ってる。おそらく私はその間の議事録見とらんばってんですね、そがんとかも削除してあるかもしれん。

一番大事なものはその他の件ですよ。その他の件で委員の皆さんから意見が出たこと、それをやっぱり反映させる。それがいないですよ。ほかの人、どがん思うんですか。私はおかしかと思うですよ。委員の皆さんは何かそういうこと言うて意見述べんですか。

だからですね、そういった論議をせんけんが、結局、耕作放棄地がふえる、農地の集積もでけん、何もでけんわけなんですよ。ただ、3条、4条、5条の審議だけ。報告事項受けるだけ。ただ事務局長、何でできないとか、どういうことやりましようとか言わんなら。

事務局
池本委員
事務局

議事録に関しては、確かに一言一句書きなさいというのはございましたので、おかしかですよ。

議事録に関してはですね、一般的なことば言うてよかですか。実は議事録その他をですね、普通は削除なんですよ。そこで一回締めて、その他をするんですよ。議案が、農業委員会の中で議案が、通常はこしこしかないんですよ、申しわけないです。議案としてはですよ。済みません。

池本委員
事務局
池本委員

それは提出議案でしょうもん。

そうです。ここで1回終わって、その他の中で連絡事項とか、いろんな……

そういうことは横暴です、事務局の。じゃなくてですね、じゃあ、こっちはですね、我々が貴重な意見を述べたものが議事録、記録としていっちょん残らんちゅうのは、何もならんじゃなかですか。出た意見は意見として記録に残すと。私は本来、事務局長とこういったことは対で話してもいいんですよ。対で話しては記録に残らん。みんなが知らんけん、私はこういふとき言うわけですよ。木原君に言うてもよかたい、中島事務局長に言うてもよかでしょう。二人で対で話してこうしましゅうと。それが一番手っ取り早いかもしれんけど、それじゃ記録に残らんでしょう。事務局や委員の皆さんの耳に入らんでしょう。だから私はこういったことをこの公の場で言うわけですよ。公の場で言ったことは何らかの形で記録に残すのが当たり前ですよ。そういったことなら、議事録なら議事録は要らんわけ、私は。その他の件が、だから一番大事なんですよ。

事務局
池本委員

わかりました。今の池本委員の意見を聞いて、ずっと残すようにこの……

おかしいやないと。だから私はですね、進歩がなかちゅうわけですよ。私が一人しゃべると、ほかの人の時間の見よらすけん、もったいなかと思わずかもしれんばってん、二人で話してよかですか。

徳山委員

ちょっといいですか。12番の徳山です。

今、池本委員が言われたようなことなんですけど、私たち農地・水でやっているとところですね。下からダイナムのところまでの圃場整備ですたい。そういうのが進まないのも、何かいろんな行動されているのかどうかですね。もちろん反対者があるのはわかっていますけど、それと認定農業者がかなりそうやって反対者のところもって、認定農業者がやっていれば、何か手出しのお金はないというのを話を聞いたもんですから、圃場整備のですね、そういう制度になってるんですかね。

事務局
池本委員
事務局

今言われたのは第2腹赤の分ですか。じゃなくて……。

腹赤圃場整備の第3区になる。

第3区のほう。

徳山委員
池本委員

ああ、第3区。私、その辺は知らないんですけど。

今までのところが第1区なんです。ちょっと私のほうからいいですか。今終わっとつとが第1区。今、取りかかるとるのが第2区。

徳山委員
池本委員

ああ、そうですか。

そこは第3区になるけんですね、結局、一番賛成者が多かったところから工事をしかかり。1区が終わったわけです。それで、2区が今回、もう99%ぐら

いいっとるけんですね、ほぼ100%近くいいっとるけんが、今度できるわけですね。

徳山委員 じゃあ、進みよるとですね。

池本委員 やっぱり第3区が一番反対者が多かったちゅうことで3番目になる。こっちが終わった時点、目途が付いた時点で次しかかるでしょうね。

事務局 そうです。

徳山委員 一生懸命、耕作されとつとにですね、道路が狭いもんだからね、用水路も水はけも悪いし、整備進んでるのかな思って。わかりました。進んでるということがわかりましたので。

事務局 先ほど言われたのは多分、集積の話だと。

徳山委員 集積です。

事務局 はい。集積をすればですね、確かに7.5%だったかな、あれが出てくるんですよね。交付金がですね。それで、第二腹赤なんかは進んでいるということでございます。

徳山委員 わかりました。前に聞いたときは10年くらいかかると言われたもんだから、どうなっているのかなと。

池本委員 1回ひっかかったから、10年なかですね、もうここ第2区がやっと着工になるわけで、今度申請して、その許可を得るだろうと。

事務局 そうですね。

徳山委員 もうほんとう認定者はね、耕作しやすいようにせんと、そういう人の受け手がなくなる可能性もあるから。

事務局 狭いですもんね。

徳山委員 一生懸命大きいトラックで行きよなるけん。

池本委員 結局、明治時代の圃場整備のやけんな。なしかにやるばってんが、基準がそのときつくったとが1反じゃけんですね。50メートルの20メートル行くかぐらいで。道路が2メートルやったけん、狭かった。

濱北会長 それでは、議案34号については、原案どおり決定をしてよろしゅうございませうか。

濱北会長 異議なし の声有
ありがとうございます。

濱北会長 その他の件について、今、池本委員からありましたけれども、ほかには何かないですか。

坂上委員 土地の耕作料の支払いが、一応、賃借人から相談がありまして、農業委員の資料がいっぱいありますので、これを見せて一応指導しました。大体、開田は1反で30キロ。と、田はただ、水を取るわけですね、一応60キロということで決めなさいと。大体見れば、そのようになっておりますので、開田は30キロ、普通の田は60キロということで一応。

事務局 ただ資料に役に立ったのはやっぱり農業委員会が書いているこれですね。これがやっぱり役に立った。こういうふうにして決めたとよということで。

事務局 一応、基準にはなりますので。

坂上委員
濱北会長

これを基準に見せて、しております。以上です。
ほかにはないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、その他について、事務局のほうからないですか。

(事務局その他)

1. 農業委員改選に伴う勉強会について
2. 平成28年度熊本県農業委員会活動強化推進大会について
3. 農業者年金加入推進について

濱北会長

ほかにはないようですので、これをもちまして、平成28年度第9回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会(終了 午前10時57分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印